



28 都市建建第 749 号  
平成 28 年 10 月 20 日

建設業等関連団体 代表者 様

東京都都市整備局  
市街地建築部建設業課長



## 都市整備局市街地建築部建設業課のフロア移転について

日頃、建設業指導行政への御理解・御協力を頂き、誠にありがとうございます。  
都庁舎の改修工事に伴い、建設業課の執務室と窓口が下記のとおり移転します。  
ご来庁の際にはご不便をおかけし申し訳ありませんが、ご理解とご協力をお願い  
いたしますとともに、所属される皆様への周知をお願い申し上げます。

### 記

1 移転日  
平成 28 年 11 月 21 日 (月)

2 移転先

組織名称	移転前		移転先
建設業課 (建設業許可窓口・相談コーナー・解体登録窓口・浄化槽登録窓口・住宅瑕疵担保届出・諸証明書発行・建設業者及び解体業者書類閲覧 等業務全般)	第二本庁舎 24階南	⇒	第二本庁舎 3階南・中央 (緑色又は青色のエレベータにお乗りください)
建設業課 (経営事項審査会場)	第二本庁舎 20階北		

※今回の移転で、経営事項審査会場は建設業許可窓口と同じ3階フロアになります。

3 連絡先  
電話番号及びファクシミリ番号については変更ありません。

〈お問い合わせ先〉  
市街地建築部建設業課事務担当 簾、中山  
電話 03-5388-3351 (直通)